

令和4年度

第6回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年9月28日

石巻市農業委員会

第6回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年9月28日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（17名）

22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
39番	阿部正展	委員			

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	高橋伸明	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐 兼 農地係 長	齋藤敏幸	主 幹
村上浩則	主 幹	山本万里	主任 主事
若井慎太郎	主 事		

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第6回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時35分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は17名であります。山田信悦推進委員、木村和広推進委員、阿部正展推進委員から欠席の報告がございました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号11番遠藤章一委員、12番岡田正男委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

令和4年9月16日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思っておりますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告お願いいたします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は2ページから5ページです。今月の受理件数は10件で、解約の理由は貸人の都合のためが1件、転用申請のためが2件、耕作者変更のためが7件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は6ページです。今月の受理件数は1件で、転用目的はアパート敷地とするものでございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は7ページです。今月の受理件数は2件で、転用目的は駐車場敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の8ページ、位置図につきましては10ページを御覧願います。申請地は農振区域外の市街化区域内にある土地で、登記地目は田及び畑、現況は原野となっております。平成30年10月に相続した時点で原野化しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号2、議案書8ページ、位置図は11ページです。申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は宅地となっております。昭和52年に転用届出済みで、転用届出どおりに宅地となり、非農地となっているものです。

次に、番号3、議案書9ページ、位置図は12ページです。申請地は農振区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は雑種地となっております。平成22年に相続した時点で既に宅地化され、倉庫、駐車場として利用していることが1990年航空写真で確認でき、非農地となって20年以上経過した土地であります。

次に、番号4、議案書9ページ、位置図は13ページです。申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。30年ほど前から擁壁を設置し、倉庫、駐車場とし

て長年利用していることが1995年航空写真から確認でき、非農地となって20年以上経過した土地であります。

次に、番号5、議案書9ページ、位置図は14ページです。申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は公衆用道路となっております。通路として長年利用していることが2002年航空写真で確認でき、非農地となって20年以上経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

9月15日の農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案5件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案5件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の15ページを御覧ください。番号1番は、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑1筆、面積349㎡です。

番号2番は、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑1筆、面積575㎡です。

番号3番は、譲渡人が高齢のための売買です。申請地は、畑1筆、面積413㎡です。

議案書の16ページを御覧ください。番号4番と番号5番は、耕作利便性のための交換です。初めに、番号4番、申請地は田2筆、面積2,073㎡です。番号5番、申請地は田1筆、面積2,073㎡です。

番号6番は、親から子への贈与であります。申請地は、田及び畑6筆、1万4,160㎡です。

議案書の17ページを御覧ください。番号7番から番号9番は、農業者年金経営移譲年金の受給者が転用目的で処分した農地の代替地として取得した農地を後継者に使用貸借するものでございます。初めに、番号7番、申請地は畑1筆、面積43㎡です。番号8番、申請地は畑1筆、面積44㎡です。議案書の18ページを御覧ください。番号9番、申請地は畑1筆、面積43㎡です。

説明は以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審議した結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

議案書の19ページを御覧ください。位置図につきましては、20ページから21ページを御覧ください。初めに、番号1、農家住宅・農作業棟建築のための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

次に、番号2、住宅敷地とするため、自作農地の一部の転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案につきましてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書は22ページを、位置図は26ページを御覧願います。転用許可済みの事業用地への盛土を整地するための通路敷とする一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号2、議案書の22ページ、位置図は27ページです。資材置場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。なお、既に転用されていることから始末書が提出されています。

次に、番号3、議案書の23ページ、位置図は28ページです。資材置場、駐車場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当しますが、高速道出入口から300m以内は第3種農地に該当します。なお、既に転用されていることから始末書が提出されています。

次に、番号4、議案書の24ページ、位置図は29ページです。資材置場とするための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

次に、番号5、議案書の24ページ、位置図は30ページです。駐車場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号6、議案書の25ページ、位置図は31ページです。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある農地であることから第3種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、32ページから47ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。初めに、宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は21件で、計108筆、合計面積は16万5,398㎡です。

貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は1万円から2万円です。

また、米による物納は50kgから90kgとなっております。

次に、資料の2ページを御覧ください。相対による利用権設定は1件で、計4筆、合計面積は4,124㎡です。

貸借期間は4年4か月で、10a当たりの賃借料は1万3,000円です。

所有権移転については1件で、計5筆、合計面積は3,055㎡です。

10a当たりの売買単価は、29万5,188円です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の21件、利用権設定の1件、所有権移転の1件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに一括方式、議案書36ページの番号7番から37ページの番号10番を議題といたします。

議席番号■番■■■■委員は退席をお願いいたします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案一括方式番号7番から番号10番についてご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

(番 委員 入場)

○議長(三浦孝一会長) 委員に申し上げます。一括方式番号7番から番号10番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

それでは、改めまして一括方式について、ただいま決しました番号7番から番号10番を除いた17件について審議いたします。議案書は、32ページから36ページ及び38ページから45ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式17件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案一括方式17件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書は、46ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定1件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案利用権設定1件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は、47ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転1件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案所有権移転1件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長(三浦孝一会長) 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして令和4年度第6回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時02分 閉会